

ごしょがわらチャレンジ補助金交付要綱

制定 令和5年7月 3日

改正 令和6年4月24日

改正 令和7年4月11日

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の農林水産業及び関連産業の活性化を図り、地場産品基準を満たす付加価値の高い新商品の開発、製造及び販売を促進するため又は五所川原市独自の観光資源を活用した商品やサービス(以下「観光商品」という。)の企画・開発を促進するために交付するごしょがわらチャレンジ補助金に関し、五所川原市補助金等交付規則(平成17年五所川原市規則第42号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「新商品」とは、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)における新商品で、地場産品基準(総務省告示第179号第5条)を満たすもの、または、五所川原市独自の観光資源を活用した商品やサービスをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、市内で営業をしている個人、法人又は団体であつて、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 市内に住所又は主たる事務所、事業所等を有すること。ただし、観光商品を企画・開発する場合については、この限りではない。
- (2) 市税等を滞納していないこと。
- (3) 市が設置する地域事業者支援ルームによる事前相談を受けていること。
- (4) 市が提供する新商品及び新サービスの発表会へ参加すること。
- (5) 団体にあつては規約等を有し、かつ、団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
- (6) 補助金の交付決定を受けた年度の2月末日までに商品化(試作品の完成)できること。
- (7) 将来にわたり継続的な活動が見込まれること。
- (8) 市、県等が実施する専門家による相談会に参加できること。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)及び経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表のとおりとする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、上限額を50万円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請しようとする者(以下「交付対象者」という。)は、ごしょがわらチャレンジ補助金交付申請書(様式第1号)及び事業計画及び収支予算書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 交付対象者が個人である場合には住民票の写し、法人である場合には法人の登記事項証明書、団体である場合には団体の規約及び構成員名簿
- (2) 交付対象者に係る市町村税の納税証明書

- (3) 新たな商品づくりに取り組むものにあつては、商品やサービスのイメージ画像等
- (4) 既に販売されている商品やサービスの改良を行うものにあつては、既存の商品やサービスの概要が分かるもの
- (5) 第4条第1項に規定する補助対象経費の算出の根拠となる見積書
- (6) 機械設備等を導入する場合は、機械設備等の設計書、工程表、図面、カタログ及び規模の決定の根拠（規模の決定をした根拠を加工品の製造量、利用計画、機械設備等の能力等の具体的な数値を用いて計算したもの）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、参考となる資料

2 前項に規定する申請書を提出するときは、補助金の仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助金の率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条第1項の申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、ごしょがわらチャレンジ補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。また、補助事業の着手は、補助金の交付決定に基づきおこなわなければならない。ただし、ごしょがわらチャレンジ補助金事前着手報告書（様式第1号の2）により、報告のあつた事業については前条第1項の申請に含めることができる。

（補助金の交付条件）

第7条 市長は、補助金の交付を決定する場合においては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金の交付申請は、1支援対象者につき年度内に1回までとする。
- (2) 開発、改良、製造及び販売する商品・サービスが明確であること。
- (3) 補助対象経費について、国、県、公共的団体等から助成金等を受けるときは、当該助成金等を補助対象経費から控除すること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（事業内容の変更等）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる場合において、補助対象事業の内容を変更しようとするとき又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかにごしょがわらチャレンジ補助金計画変更（中止、廃止）承認申請書（様式第4号）に変更等の内容を確認できる書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 補助対象経費総額の増額があつたとき。
- (2) 補助対象経費総額の25パーセントを超える減額があつたとき。

2 市長は、前項の規定により承認をしたときは、ごしょがわらチャレンジ補助金計画変更（中止、廃止）承認通知書（様式第5号）により補助事業者には通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の完了した日から起算して1か

月を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の2月末日のいずれか早い日までに、ごしよがわらチャレンジ補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）支出の状況が確認できる請求書及び領収書の写し
- （2）前号に掲げるもののほか、事業実績の参考となる資料

- 2 補助事業者は、前項の実績報告書の提出に当たっては、第5条第2項ただし書の規定による消費税等仕入控除額を補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税等仕入控除額が確定したときは、その金額（前項の規定によりあらかじめ減額して報告した補助事業者については、確定した消費税等仕入控除額が減じた額を上回る部分の金額）をごしよがわらチャレンジ補助金消費税等仕入控除額報告書（様式第7号）により報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条第1項の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、ごしよがわらチャレンジ補助金確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金は、前条の規定により額を確定した後に交付するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、補助対象事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算払の方法により交付することができる。

（補助金の請求）

第12条 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、ごしよがわらチャレンジ補助金請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。ただし、概算払を必要とする場合にあっては、ごしよがわらチャレンジ補助金概算払請求書（様式第10号）を提出しなければならない。

（事業実施後の措置）

第13条 市長は、補助対象事業の完了後においても、必要に応じて補助事業者に事業の実施状況について報告を求めることができる。

- 2 市長は、補助対象事業の完了後においても、必要に応じて補助事業者に事業の実施状況について報告させ、及び職員による事業所等への立入検査をすることができる。

（帳簿等の整備）

第14条 補助事業者は、補助対象事業の経理を明確にするため、当該事業に係る収支を記載した帳簿を設け、証拠書類を整備し、当該事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業により取得した財産であって、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数が経過するまでの間、補助事業者は、財産管理台帳（様式第11号）及び関係書類を整備し、保管しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 2 4 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

事業内容	補助対象経費	
（１）商品やサービスの開発 又は改良 （２）マーケティングに関する調査研究 （３）外部専門家の招へい （４）包装デザイン等の開発 （５）販売イベントの開催又は出展 （６）販路拡大又は宣伝広告 （７）機械設備等の導入	謝金等	外部専門家から指導を受けた場合の謝礼金
	旅費	専門家等に支払う旅費又はマーケティング活動に必要な旅費 ただし、宿泊に関する費用の上限は１泊１２，０００円までとする。
	消耗品費	商品の容器若しくは包装材の購入費又は事業に必要な少額の物品の購入費
	印刷製本費	資料等の印刷費（コピー代を除く。）
	通信運搬費	郵便料又は運送代
	広告宣伝費	イベント等への出展料若しくはホームページ作成料その他の広告及び宣伝に要する経費
	委託料	調査研究、パッケージデザイン等の委託料又は試作品等の外注加工費
	手数料	商品やサービスの開発又は改良に必要な分析若しくは試験に要する経費又は商標登録申請手数料その他の手数料
	借上料	会場、物品等の一時的な借上料
	原材料費	商品やサービス開発のための試作又は改良に使用する原材料費
	備品購入費	商品やサービス開発又は改良に必要な機械、設備又は器具の導入費
	その他	市長が必要と認める経費

年 月 日

五所川原市長 様

住所又は所在地
氏名又は名称及び
代表者氏名

ごしょがわらチャレンジ補助金交付申請書

ごしょがわらチャレンジ補助金の交付を受けたいので、ごしょがわらチャレンジ補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

(1) 事業計画書及び収支予算書

(2) 個人である場合には住民票の写し、法人である場合には法人の登記事項証明書、団体である場合には団体の規約及び構成員名簿

(3) 市町村税の納税証明書

3 情報提供に関する同意

開発する商品を、ふるさと納税推進係へ市産品として情報提供することに同意

（ する ・ しない ）

年 月 日

五所川原市長 様

住所又は所在地
氏名又は名称及び
代表者氏名

ごしょがわらチャレンジ補助金事前着手報告書

ごしょがわらチャレンジ補助金について、補助金の交付決定前に下記のとおり事業着手するため、
ごしょがわらチャレンジ補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。
なお、本件について交付決定がなされなかった場合においても異議は申し立てません。

記

1 着手する事業内容

事業の概要	原材料等

2 事前着手報告書に関する同意

本報告書は、当該補助金の交付決定を確約するものでないことを了承（ する ・ しない ）

事業計画及び収支予算書

1 事業の目的

--

2 事業計画

(1) 事業内容

① 商品・サービスの概要

商品名	主な原材料	商品の概要

注 欄が不足する場合は、適宜欄を追加すること。

原材料については、五所川原市産のものに「(五所川原市産)」と記載すること。

② 取組内容

1) 商品・サービスの開発・改良	2) マーケティングに関する調査研究
3) 外部専門家の招へい	4) 包装デザイン等の改良
5) 販売イベントの開催又は出展	6) 販路拡大又は宣伝広告
7) 機械設備等の導入	

③ 製造販売計画

年度	商品名	年間製造 数量	年間販売 目標額 (千円)	利益 目標 (千円)	新規雇 用計画 (人)
現状					
	計				
令和8年度					
	計				
令和9年度					

事業の一部を委託して実施する場合	委託の内容	
	委託先の事業者名	
	委託する理由	
事業完了予定年月日	年 月 日	

3 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

補助対象経費 (A) + (B) + (C)	負担区分			備考
	市補助金 (A)	自己負担金 (B)	その他 (C)	

注1 「その他」欄には、国、県等の補助金又は農業改良資金を利用する場合に記入すること。

4 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	備考
市補助金		
合 計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区分（費目）	予算額	備考
合 計		

注1 収入と支出の合計が一致するように記入すること。

2 「区分（費目）」欄は、該当する補助対象経費を適宜記入すること。

3 「備考」欄には、経費の内訳を記入すること。

第 号
年 月 日

氏名又は名称
及び代表者氏名 様

五所川原市長



ごしょがわらチャレンジ補助金交付決定通知書

年 月 日で交付申請のあった、ごしょがわらチャレンジ補助金に対し、下記の条件を付けて補助金 円を交付することにしたので、ごしょがわらチャレンジ補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

交付の条件

- （1）補助対象経費について、国、県、公共的団体等から助成を受けるときは、当該助成金等を補助対象経費から控除すること。
- （2）補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合において、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- （3）補助対象事業の内容を変更しようとするとき、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかにごしょがわらチャレンジ補助金計画変更（中止、廃止）承認申請書（様式第4号）により市長の承認を受けること。

年 月 日

五所川原市長 様

住所又は所在地
氏名又は名称及び
代表者氏名

ごしょがわらチャレンジ補助金計画変更（中止、廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、ごしょがわらチャレンジ補助金について、下記のとおり計画を変更（中止、廃止）したいので、ごしょがわらチャレンジ補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

1 変更（中止、廃止）の理由

2 変更計画の内容

注1 記以下の記載要領は、様式第2号に準じるものとする。この場合において、同様式中「1 事業の目的」を「1 変更の理由」に書き換え、交付決定された事業の内容と変更後の事業の内容を容易に比較対照できるように変更部分について両者を2段書きし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

2 その他変更内容を確認できる書類がある場合は、添付すること。

第 号
年 月 日

氏 名 又 は 名 称
及び代表者氏名 様

五所川原市長 印

ごしょがわらチャレンジ補助金事業計画変更(中止、廃止)承認通知書

年 月 日付け で承認申請のあった、ごしょがわらチャレンジ補助金に係る計画
の変更(中止、廃止)について、これを適当と認め、補助金を下記のとおり変更して交付することに決
定したので、ごしょがわらチャレンジ補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額

	変更前	変更後
交付決定額	円	円

年 月 日

五所川原市長 様

住所又は所在地
氏名又は名称及び
代表者氏名

ごしょがわらチャレンジ補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、ごしょがわらチャレンジ補助金について、その事業が完了しましたので、ごしょがわらチャレンジ補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 収支精算

(1) 収入の部 (単位：円)

区分	予算額	精算額	比較増減	備考
市補助金				
合 計				

(2) 支出の部 (単位：円)

区分（費目）	予算額	精算額	比較増減	備考
合 計				

- 注1 収入と支出の合計が一致するように記入すること。
- 2 「区分（費目）」欄は、該当する補助対象経費を適宜記入すること。
- 3 「備考」欄には、経費の内訳を記入すること。

2 事業実績

事業実績		
注 取組内容、実施方法、経費、スケジュール及び他業者等の連携等できるだけ詳しく記入すること。		
事業の成果		
事業の一部を委託して実施した場合	委託の内容	
	委託先の事業者名	
	委託した理由	
事業完了年月日	年 月 日	

年 月 日

五所川原市長 様

住所又は所在地
氏名又は名称及び
代表者氏名

ごしよがわらチャレンジ補助金消費税等仕入控除額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、ごしよがわらチャレンジ補助金に係る消費税等仕入控除額について、ごしよがわらチャレンジ補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	補助金の額の確定額	金	円
	（ 年 月 日付け 第 号による確定通知の額）		
2	補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除額	金	円
3	消費税仕入控除額	金	円
4	補助金返還相当額（3－2）	金	円

第 号
年 月 日

氏 名 又 は 名 称
及び代表者氏名 様

五所川原市長 

ごしょがわらチャレンジ補助金交付確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあったごしょがわらチャレンジ補助金に対し、補助金
円を交付することに確定したので、ごしょがわらチャレンジ補助金交付要綱第 1 0 条の規定によ
り通知します。

年 月 日

五所川原市長 様

住所又は所在地
氏名又は名称及び
代表者氏名



ごしょがわらチャレンジ補助金請求書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の確定通知を受けたごしょがわらチャレンジ補助金について、ごしょがわらチャレンジ補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

(内訳等)

交付確定額	①	円
既受領額	②	円
今回請求額	①－②	円

年 月 日

五所川原市長 様

住所又は所在地
氏名又は名称及び
代表者氏名



ごしよがわらチャレンジ補助金概算払請求書

年 月 日付け第 号で交付決定のあったごしよがわらチャレンジ補助金について、ごしよがわらチャレンジ補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり補助金 円を概算払の方法により交付されるよう請求します。

記

1 請求金額 (単位：円)

補助金交付決定額	概算払請求額	残 額

2 概算払を必要とする理由

様式第11号(第14条関係)

財產管理台帳

事業実施主体名

[illegible]